

各論点に関する補足資料

インターネット上の反復的な著作権侵害行為についての諸外国における対策の概要

○ フランス

2010年1月「インターネットと創造」法(Hadopi II)が施行され、以下の措置が導入された。

- ・ 2回侵害の警告を受けた個人が再度侵害を行った場合、裁判所が罰金又はインターネットへのアクセスの切断を命ずることができる。
- ・ 独立行政機関(Hadopi)が処罰対象者リストを作成し、他のプロバイダへの乗り換えは不可。
- ・ 独立行政機関(Hadopi)が収集した情報を基に、裁判所が2ヶ月～1年の切断を命ずることができる。
- ・ 警告は独立行政機関(Hadopi)が個人に行う。

○ 韓国

2009年7月、改正著作権法が施行され、以下の措置が導入された。

- ・ 3回以上侵害の警告を受けた個人が再度侵害を行った場合、文化体育観光部長官はサービス提供者のインターネットアカウントについて最大6ヶ月停止を命ずることができる。
- ・ 行政措置の一環として、文化体育観光部長官が韓国著作権委員会と審議の上、プロバイダに侵害者のアカウントの停止を命じることができる。
- ・ 当該インターネットアカウントのみを停止するものであり、ログインの不要なメールサービスや検索サービスは利用可能。また、処罰対象者リストは作成されておらず、他のプロバイダに乗り換えることは制限されていない。
- ・ 警告は、文化体育観光部長官がプロバイダに対して、侵害者に警告を送るよう命令。
- ・ 改正法では、このほか、違法複製物が流通している掲示板のサービス停止などが盛り込まれており、包括的な制度改正の一環として導入。

○ 台湾

2009年5月、改正著作権法が施行され、ノーティス&テイクダウンの原則が導入されるとともに、以下の措置がISPに義務付けられた。

- ・ ISPは利用者との契約の際、利用者による権利侵害が3回になった場合、ユーザーの接続の切断またはユーザーアカウントの削除など、ユーザーの全部又は一部のサービスを中止する権利があることを告知すること。

○ イギリス

2010年4月、デジタルエコノミー法が成立し、以下の措置が導入されることとなった。

- ・ 権利者から侵害の報告があった場合、当該利用者への通知をプロバイダに義務付けること。
- ・ 侵害状況を記録したリストを作成し、権利者が訴訟を起こす際に利用できるようにすることをプロバイダに義務付けること。
- ・ 上記措置を実施しても侵害状況の改善が不十分と判断される場合、国務大臣はプロバイダに侵害者のインターネットへのアクセスを制限する(limit)技術的義務を課すことができる。その義務には帯域制限が入りうる。また、適切な場合、ブロードバンドへの接続の一時的な停止(temporary suspension)も考慮しうる。

○ ニュージーランド

2010年1月、著作権法改正案が公表された。同案では「3回通知レジーム」と呼ばれる以下の措置の導入が検討されている。

- ・ 第1段階 権利者は権利侵害の第1次通知をISP経由で侵害者に送付。
- ・ 第2段階 第1次通知送付から3週間以降、再度侵害が発生した場合、第1次通知送付以降に発生した侵害のリストとともに、第2次通知をISP経由で侵害者に送付。
- ・ 第3段階 第2次通知送付から3週間以降、再度侵害が発生した場合、第1次通知送付以降に発生した侵害のリストとともに、第3次通知をISP経由で侵害者に送付。その1週間後、権利者は地方裁判所に訴えることができる。地方裁判所はISPに最大6ヶ月間、契約者のインターネットアカウントの停止(suspend)を命令することができる。

フランス、韓国における制度の詳細について

	フランス	韓国
制度の概要	<p>2010年1月「インターネットと創造」法(Hadopi II)が施行され、以下の措置が導入された。</p> <p>○2回侵害の警告を受けた個人が再度侵害を行った場合、裁判所が罰金又はインターネットへのアクセスの切断を命ずることができる。</p> <p>○独立行政機関(Hadopi)が処罰対象者リストを作成し、他のプロバイダへの乗り換えは不可。</p> <p>○Hadopiが収集した情報を基に、裁判所が2ヶ月～1年の切断を命ずることができる。</p> <p>○警告はHadopiが個人に行う。</p>	<p>2009年7月、改正著作権法が施行され、以下の措置が導入された。</p> <p>○3回以上侵害の警告を受けた個人が再度侵害を行った場合、文化体育観光部長官はサービス提供者のインターネットアカウントについて最大6ヶ月停止を命ずることができる。</p> <p>○行政措置の一環として、文化体育観光部長官が韓国著作権委員会と審議の上、プロバイダに侵害者のアカウントの停止を命ずることができる。</p> <p>○当該インターネットアカウントのみを停止するものであり、ログインの不要なメールサービスや検索サービスは利用可能。また、処罰対象者リストは作成されておらず、他のプロバイダに乗り換えることは制限されていない。</p> <p>○警告は、文化体育観光部長官がプロバイダに対して、違反者に警告を送るよう命令。</p> <p>○改正法では、このほか、違法複製物が流通している掲示板のサービス停止などが盛り込まれており、包括的な制度改正の一環として導入。</p>
切断の判断主体	独立行政機関(Hadopi)が収集した侵害者の情報を基に、裁判所が接続の可否を判断する。	行政機関である文化体育観光部長官(MCST)が監視機関である韓国著作権委員会(KCC)と審議の上切断命令を下す。
切断の対象	侵害が行われたインターネットの回線を2ヶ月～1年遮断する。	インターネットそのものへのアクセスを遮断するのではなく、該当プロバイダのアカウントのみを最大6ヶ月間停止。
代替手段	Hadopiが対象処罰者リストを作成しており、他のプロバイダでもインターネットを使用することができない。	KCCによる処罰対象者リストの作成・管理は行われていないため、他のプロバイダを使用することが可能。 また、当該プロバイダであっても、ログインの不要な検索サービスやメールサービスは引き続き使用可能。
遮断までのプロセス	<p>①侵害がある場合、Hadopiは半年以内にe-mailにより当該侵害者に直接警告</p> <p>②①から1年以内に違反が行われる場合、Hadopiは証明郵便により当該侵害者に警告</p> <p>③②から1年以内に違反がある場合、ISPは2ヶ月から1年の間、裁判所からの命令に従い、当該侵害者のインターネットアクセスを遮断できる。(なお、①の警告に先立ち、Hadopiは侵害者のIPアドレスを抽出し、担当プロバイダにメールを送付。プロバイダは侵害者にフィルターをインストールすることを勧奨する。)</p>	<p>○悪質な個人の侵害者について</p> <p>①違反がある場合、MCSTはプロバイダに対して侵害者に警告を送付するよう命令。</p> <p>②①の警告を3回以上受けた違反者が再度違反をした場合、MCSTはプロバイダに対して違反者のアカウントを最大6ヶ月間の停止を命ずる。</p> <p>○悪質な掲示板について</p> <p>①違反がある場合、MCSTはプロバイダに対して侵害掲示板から侵害コンテンツを削除するよう命令。</p> <p>②①の命令を3回以上受けた掲示板が再度違反をした場合、MCSTはプロバイダに対して違反掲示板を最大6ヶ月間の停止を命ずる。</p>
特記事項	同制度の導入と併せ、合法的な著作物の流通を促進するための取組も提言されている。	同制度は包括的な制度改正の一つとして導入されたもの。

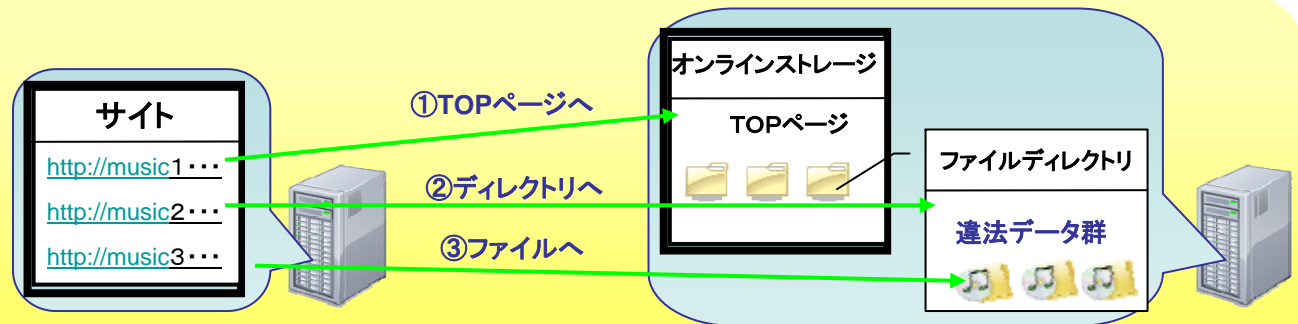
リーチサイトについて

世界中の様々なサーバーに掲載されている著作権侵害コンテンツへのアクセスを容易にするため、それらへのリンクをまとめて掲載するリーチサイトが数多く存在し、著作権侵害コンテンツの閲覧を助長している。

リンクの態様(深度)

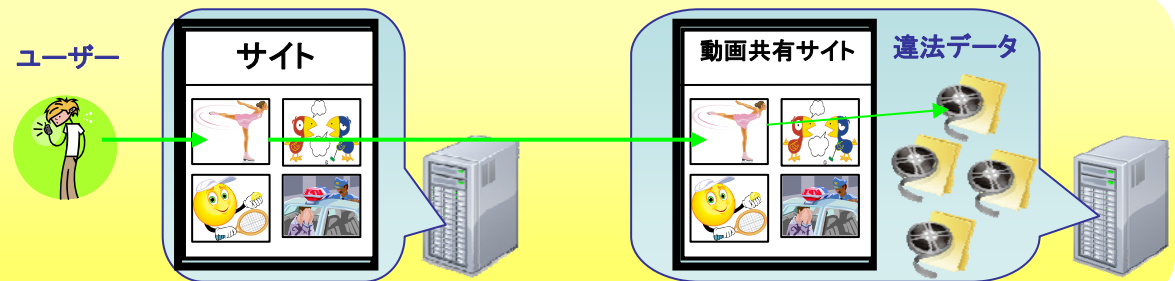
リンクの態様は、深度によって大別できる。

- ①サイトのトップページへ飛ぶケース
- ②サイトの奥深くのディレクトリに飛ぶケース
- ③違法データに直接飛ぶケース
(場合によってはリーチサイト内で視聴可能)



具体的な態様(例1)

他の動画共有サイトに投稿されている動画ファイルにリンクを張り、当該サイトにおいて視聴できるようにしているケース。



具体的な態様(例2)

本人が別のサイトにファイルをアップロードした上で当該サイトにリンクを貼り付けている(と推測される)ケース。

